

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
当日の翌日)

目次

◇ 告 示
町の区域の変更等
字の区域の新設等
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示第四百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による千代地区第一工区の換地処分の公告があつ

た日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（昭和五十年九月三十日現在の地番による。）

長谷字橋向

長谷字橋向のうち二〇四の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、長谷字川向二一七の二、二一七の三、二一八の二、二一八の三、二一八の五、二一九の二の一部及び二一九の四の一部並びに長谷字楮ノ木三七六の一部、三七七、三七八の一、三七八の二、三七九から三八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地

長谷字川向

長谷字川向のうち二一七の二、二一七の三、二一八の二、二一八の三、二一八の五、二一九の二、二一九の四、二二一の二、二二一の四、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

長谷字財原

長谷字財原のうち三三九の二、三四〇の二、三四〇の四、三四〇の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

長谷字獅子ヶ口

長谷字獅子ヶ口のうち三四一の一部、三四五の一部、三四六の一部、三四八の一の一部、三五〇の一、三五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長谷字財原三三九の二、三四〇の二の一部、三四〇の四の一部及び三四〇の七、長谷字段三五一の一部、三五三から三五六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字

<p>繩手ノ下八三の一部、八四の一部及び八八の一部</p>	<p>長谷字段のうち三五一の一部、三五三から三五六までの一部、三五七の一、三五七の二、三五八から三六〇まで、三六一の一、三六二の一、三六三の一、三六四の一の一部、三六五の一の一部、三六五の二の一部、三六六、三六七、三六八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>長谷字楮ノ木のうち三六九、三七〇の一部、三七六の一部、三七七、三七八の一、三七八の二、三七九から三八一まで的一部、三八二、三八三の二の一部、三八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長谷字川向二九の二の一部、二九の四の一部、二二二の二、二二二の四、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地、長谷字財原三四〇の二の一部、三四〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字獅子ヶ口三四一の一部、三四八の一部、三五〇の一、三五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長谷字段三五一の一部、三六五の一の一部、三六六の一部、三六七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>長谷字堰向</p> <p>長谷字堰向の全域、長谷字橋向二〇四の一の一部及びこれと一体をなす国有地、長谷字段三五一の一部、三六五の一の一部、三六五の二の一部、三六六の一部、三六七の一部、三六八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに長谷字楮ノ木三六九、三七〇の一部、三八一の一部、三八二、三八三の二の一部、三八三の二の一部及びこれらと一体を</p>
<p>なす国有地</p>	<p>赤子田字青木田のうち六四の一、六五の一の一部、六八の一の一部、六八の二、六九の一部、七〇の一部、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字繩手ノ下七三、七四の一の一部、七五の一部、七六の一部、七七、七八から八〇までの一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字七反田九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字井後二二八の一の一部並びに長谷字段三五九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>赤子田字繩手ノ下</p> <p>赤子田字繩手ノ下のうち七三、七四の一、七四の二、七五から七七まで、七八から八〇までの一部、八三の一の一部、八四の一部、八八の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字青木田六四の一、六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字獅子ヶ口三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長谷字段三五六の一部、三五七の一の一部、三五七の二の一部、三五八の一部、三五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>赤子田字七反田</p> <p>赤子田字七反田のうち九〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字繩手ノ下七五の一部、七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字不浄一〇四の一の一部、一〇六の一から一〇六の三までの一部、一〇七の一部、一〇八の一部、一一一の四の一部及びこれ</p>

<p>らと一体をなす国有地並びに長谷字段三五六の一部、三五七の一部、三五七の二の一部、三五八の一部、三五九の一部、三六〇、三六一の一、三六二の一、三六三の一、三六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>赤子田字不浄のうち一〇四の一の一部、一〇六の一から一〇六の三までの二部、一〇七の一部、一〇八の一部、一一一の一の一部、一一二の四の一部、一一二の二部、一一三の一から一一三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字赤イ田一七〇の一部、一七二の一部、一七三の一部、一七四の一の一部、一七四の二の一部、一七五、一七六の一、一七六の二、一七七の一、一七七の二、一七八の一から一七八の三まで、一七九、一八〇の一、一八一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字オノ木一八二の一、一八三の一、一八三の二、一八四、一八五の一の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>赤子田字二反田の全域、赤子田字青木田六八の一の一部、六八の二、六九の一部、七〇の一部、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字繩手下七四の一の一部、七四の二、七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字不浄一一一の一の一部、一一一の四の一部、一一二の一部、一一三の一から一一三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字井後二二六の一、一二七の一、一二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤</p>
---	--	---

<p>赤子田字二反田 子田字北土居一五五の二の一部、一五七の二及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字屋敷田一五八の一の一部、一五八の二、一五八の三、一五九の一部、一六三の一部、一六四の一の一部、一六四の二、一六五の一部、一六六、一六七の一、一六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字赤イ田一六八から一七〇までの一部、一七一の一の一部、一七二の二、一七二の一部、一七三の一部、一七四の一の一部、一七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>赤子田字井後 赤子田井後のうち一二六の一、一二七の一、一二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>赤子田字北土居 赤子田字北土居のうち一五〇の三、一五一の二、一五二、一五三の一、一五四の一、一五五の二、一五七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>赤子田字屋敷田 赤子田字屋敷田のうち一五八の一の一部、一五八の二、一五八の三、一五九の一部、一六一から一六三までの一部、一六四の一の一部、一六四の二、一六五の一部、一六六、一六七の一、一六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字北土居一五〇の三の一部、一五三の一部、一五四の一、一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字赤イ田一六八から一七〇までの一部、一七一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字オノ木一八七から一八九までの一部及びこれらと一</p>
---	--	---	---

	<p>体をなす国有地並びに赤子田字野々元二〇七の二部及び二〇七内第一の一部</p>
<p>赤子田字赤イ田</p>	<p>赤子田字赤イ田のうち一六八から一七〇まで、一七一の二、一七二の二、一七三、一七四の二、一七四の二、一七五、一七六の二、一七六の二、一七七の二、一七七の二、一七八の二から一七八の三まで、一七九、一八〇の二、一八一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤子田字オノ木</p>	<p>赤子田字オノ木のうち一八二の二、一八三の二、一八三の二、一八四、一八五の二の一部、一八六から一九〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字赤イ田一七〇の一部及び一七二の一部並びに赤子田字細田一九五の二の一部、一九六の二の一部、二〇五の二、二〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤子田字細田</p>	<p>赤子田字細田のうち一九五の二の一部、一九六の二の一部、一九八の二の一部、一九九の二の一部、二〇二の二の一部、二〇三の二の一部、二〇三の二の一部、二〇五の二の一部、二〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字オノ木一八九の二の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字野々元二〇八の一部及び二二四の二の一部</p>
<p>赤子田字野々元</p>	<p>赤子田字野々元のうち二〇七の二の一部、二〇七内第一の一部、二〇八の二の一部、二一八の二の一部、二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字北土居一五〇の三の一部、一五一の二、一五二、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字屋敷田一六一の一部、一六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字オノ木一八九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字細田一九八の二の一部、一九九の二の一部、二〇二の二の一部、二〇二の二の一部、二〇三の二の一部、二〇三の二の一部、二〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字柳ノ繩手二二五、二二六の二から二二六の三まで、二二六の二、二二七、二二八の二の一部、二二九、二三〇、二三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字地堂二二三の二の一部、二三四の二の一部、二三五の二の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字新屋敷二四三の二の一部、二四四の二の一部、二四六の二、二四七の二、二四八の二の一部、二四九の二、二五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤子田字野々元</p>	<p>赤子田字野々元のうち二二三の二の一部、二三四の二の一部、二三四の二の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字野々元二一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字柳ノ繩手二二八の二の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字新屋敷二四三の二の一部、二四四の二の一部、二四六の二、二四七の二、二四八の二の一部、二四九の二、二五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤子田字地堂</p>	<p>赤子田字地堂のうち二二三の二の一部、二三四の二の一部、二三四の二の一部、二三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字野々元二一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字柳ノ繩手二二八の二の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字新屋敷二四三の二の一部、二四四の二の一部、二四六の二、二四七の二、二四八の二の一部、二四九の二、二五一の二の一部、二五二の二、二五四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

赤子田字新屋敷

赤子田字新屋敷のうち二四一の一、二四二の一、二四三、二四四、二四五の一、二四六の一、二四七の一、二四八、二四九の一、二五一の一、二五二の一、二五四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

赤子田字柳ノ繩手

鳥取県告示第四百六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による千代地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十年九月三十日現在の地番による。)

大字布袋字柳橋

大字布袋字西柳橋三八三の一、三八四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字上柳橋四一〇の一及び四二の一、大字稲常字胡摩河原式一七の一、一八の一、一八の二、一九の一の一部、一九の二、二〇、二二の一の一

大字布袋字道東

部、二二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字稲常字胡摩河原式六八の一の一部、六九の一の一部、七〇の一及び七一の一

大字布袋字上三味六の一部、七、八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字下三味二五の一部、二六の一部、二七、二八の一部、二九の一部、三〇から三五まで、三六の一部、三七合併の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字八反分道東三九の一の一部、四一の一から四一の五までの一部、四一の七の一部、四一の八の一部、四二から五六まで、五七の一、五七の二、五八、五九、六〇の一、六〇の二、六一から六三まで、九四〇及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字八反分六四の三、六五の三の一部、六六の三の一部、九四二の一部及び九四三から九四五まで並びに大字布袋字砂子一七七の一部

大字袋河原字一号

大字長瀬字町屋敷一、二の一、二の二、三の一部、三の二の一部、五の一部、六の一部及びこれらと一体をなす国有地、並びに五、三一の三、三一の四及び三二の九と一体をなす国有地の一部、大字袋河原字境三六三の一の一部、三六三の二、三六四の一の一部、三六五の一、三六五の二、三六五の三の一部、三六六の一部、三六七の一部、三六八、三六九の一部、三六九の二から三六九の三までの一部、三七〇の一の一部、三七〇の二の一部、三七一から三七五までの一部、三七六及びこれらと一体をなす国有地、大字袋

二、三五二の一、三五三の一、三五三の二、三五四、三五五の一の一部、三五五の二、三五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字上神坂三五六の一部、三五九の二の一部、三六〇の一部、三六一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字袋河原字上屋敷三九六の二と一体をなす国有地の一部

大字袋河原字東高見三一一の二から三一一の四まで、三三三の一の一部、三七の二の一部、三八の一部、三八の一の一部、三八の二、三九及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字出晴四〇、四一、四二の二から四二の三まで、四三、四四の一、四四の二、四五の二から四五の三まで、四六、四七、四七の二から四七の三まで、四八の二から四八の三まで、四九の二から四九の三まで、五〇の二、五〇の三、五〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに五二及び五五と一体をなす国有地の一部、大字袋河原字市場尻五六の一から五六の四まで、六一、六二から六七まで、六八の一、六九、七〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字通脇七一の一部、七二の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字石橋一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇二の二、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字式反田一一一の一部、一二一の二の一部、一二二の三、一二二、一二三の二、一二三の二の一部、一二四、一二四の一、一二五の二の一部、一二五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋

大字袋河原字四号

河原字熊田一二六から一二八まで、一二九の二の一部、一二九の二の一部、一三〇の一、一三〇の二、一三二の二の一部、一三二の二、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字砂入一三四の一部、一三五の一部、一三六の二、一三六の二、一三七、一三八の一部、一三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字下向澤一四五の二の一部、一四六の二、一四六の三及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字大井古一六一の一、一六三の一、一六四から一六九まで、一七二 合併一七三から一七五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字川合田一七六から一七八まで、一七九から一八三までの二の一部、一八四、一八五の二、一八五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字土居下一八六、一八六の一、一八七、一八八、一八九の二から一八九の五まで、一九〇、一九一及び一九二の二並びに大字袋河原字瀬戸田二七二の二の一部、二七二の二の一部、二七八の一部、二七九の一部、二八二の一部、二八三の一部、二八四の二の一部、二八五の一部、二八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字袋河原字井手西二七の三及び二七の五、大字袋河原字東高見三三三の二の一部、三三三の二、三三三の三、三四の二から三四の四まで、三五の二から三五の四まで、三六の二から三六の四まで、三七の二、三七の二の一部、三七の三、三八の一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字袋河原字五号

地、大字袋河原字通脇七一の一部、七二の一部、七三、七四の一、七四の二の一部、七四の三まで、七五から八二まで、八三の一、八三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字高見八四、八四の一、八五の一部、八六の一部、八七の一部、八七の一、八七の二の一部、八七の三の一部、八八の一部、九二の一部、九三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字石橋九四から九六まで、九七の一、九七の二、九八、九九、一〇〇の一部、一〇一の一部、一〇二の一部、一〇三、一〇四、一〇五の二、一〇五の三、一〇六の一、一〇六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字江口一〇七の一部、一〇八の一部、一〇八の二の一部、一〇九の一部、一一〇、一一一の二の一部、一一一の二の一部、一一一の三から一一一の五まで、一一二から一一四まで、一一五の一、一一五の二、一一六の一から一一六の三まで、一一七の一、一一七の二、一一八及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字式反田一九、一二〇、一二一の二の一部、一二二の二の一部、一二三の二の一部、一二五の二の一部、一二五の三、一二五の四から一二五の七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字熊田二九の二の一部、二九の二の一部、一三一の二の一部、一三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字砂入一三三、一三四の一部、一三五の一部、一三八の一部、一三九の一部、一四〇、一四〇内第一、一四一の二、一四一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字袋河原字下向澤一四四の一、

大字稲常字向河原

一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字八反分七三の二の一部、七四の一部、七五の一部、七六の二の一部、七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字榎谷口九八の一、九八の二、九九の一の一部、九九の三の一部及び九九の四の一部

大字稲常字胡摩河原四 三の二の一部、四の一部、五の一部、六の一部、七の二から七の三まで、八、九及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字胡摩河原三の全域、大字稲常字胡摩河原式 一六、一七の一部、一九の二の一部、二一の二の一部、二二の二の一部、二四から二六まで、二七の二、二八の二、二九、三〇、三二の二、三三の二、三三の三、三五の二、三五の四、三六の二、三七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字胡摩河原五 四〇の一、四〇の四、四一の二及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字胡摩河原卷 六六の一、六八の二の一部及び六九の二の一部並びに大字布袋字砂子一七〇の二の一部、一七一の二の一部、一七二の二の一部、一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七九の二の一部、一八〇、一八一の二の一部、一八二の二の一部、一八二の二の一部、一八二の三の一部、一八三、一八四、一八五の一部、一八六、一八七、一八八の一部、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字稲常字上河原卷 一一八の二、一二四の三、一二七の二、一二八の二、一二九、一三〇及びこれらと一体をなす

大字稲常字前河原

二五五の三まで、二五六の二から二五六の三まで、二五七の二から二五七の三まで、二五八の二から二五八の三まで、二五九の二から二五九の三まで、二六〇の二から二六〇の三まで、二六一の二から二六一の三まで、二六二の二から二六二の三まで、二六三の二から二六三の三まで、二六四の二から二六四の三まで、二六五の二及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字前河原 二六六の二、二六七から二七〇まで、二七二の二、二七三の二、二七四から二七六まで、二七七の二、二七八の二、二七九、二八〇、二八一の二、二八二の二、二八三、二八四、二八五の二、二八六の二、二八七の二、二八八の二、二八九の二、二九〇の二、二九一の二、二九二の二、二九三の二、二九四の二、二九五の二、二九六の二、二九七の二、二九八の二、二九九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字前河原三の全域、大字稲常字前河原式の全域、大字稲常字前河原五 三七二の二の一部、三七二の二、三七二の三の一部、三七二の四、三七三の二の一部、三七三の二、三七四の二の一部、三七四の二、三七五の二の一部、三七五の二、三七六の二、三七六の二、三七七の二、三七七の二、三七七の二、三七七の二、三七七の二、三八〇の二、三八〇の二、三八一の二、三八一の二、三八二の二、三八二の二、三八三の二、三八三の二、三八四の二、三八四の二、三八五の二の一部、三八五の二、三九一の二の一部、三九一の二、三九二の二の一部、三九二の二、三九三の二の一部、三九三の二、三九四の二の一部、三九四の二、

四の二の一部、三九八の二の一部、三九九の二の一部、四〇〇から四〇二まで、四〇三の二、四〇三の二、四〇四から四二五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字前河原四 四二六から四三〇まで、四三一の二、四三一の二、四三二から四三五まで、四三六の二、四三七の二、四三八の二、四三九の二、四四〇の二、四四一の二、四四二の二、四四三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字前河原六 四四七の二、四四八、四四九の二、四五〇から四五二まで、四五三の二、四五三の二、四五四から四六二まで、四六三の二、四六四から四七九まで、四八〇の二、四八〇の二、四八一、四八二、四八三の二、四八三の二、四八四の二、四八四の二、四八五の二、四八五の二、四八六の二、四八六の二、四八七の二、四八七の二、四八八から四九三まで、四九四の二、四九四の二、四九五の二、四九五の二、四九六の二、四九六の二、四九七の二、四九七の二、四九八の二、四九八の二、四九九の二の一部、四九九の二、五〇〇の二、五〇〇の二の一部、五〇一の二、五〇一の二、五〇二の二の一部、五〇二の二、五〇三の二の一部、五〇三の二、五〇四の二、五〇四の二、五〇五の二から五〇五の四まで的一部及びこれらと一体をなす国有地、大字稲常字前河原六八八から六九三までの二、六九四、六九五、六九六の二、六九六の二、六九七から七〇〇までの二、七〇一から七一一までの二、七五五から七五八までの二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字稲常字村ノ上ミハ一四、八一五の二から八一五の三まで、八一六の二から八

<p>一六の三まで、八一七の一から八一七の三まで、八一八、八一九の一部、八三八の一の一部、八三九、八三九の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上の区域(昭和五十年九月三十日現在の地番による。)</p>	<p>大字常袋 字上ミ三昧</p> <p>大字布袋字上ミ三昧のうち六の一、七、八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字布袋字下モ三昧九の一の一部及び一〇の一の一部</p>	<p>大字布袋 字下モ三昧</p> <p>大字布袋字下モ三昧のうち九の一の一部、一〇の一の一部、二五の一部、二六の一部、二七、二八の一部、二九の一部、三〇から三五まで、三六の一部、<u>三七</u>、<u>三八</u>、合併及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字布袋上ミ三昧八の一部、大字布袋字砂子一七七の一部、一七八、一七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字稲常字胡摩河原四 二の一、三の一の一部、四の一部、五の一部、六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字布袋字八反分の六四の一、六四の三、六五の三、六六の一、六六の三から六六の五まで、六七、六八の一の一部、七三の一の一部、七四の一部、七五の一部、七六の一の一部、七六の二の一部、九四二から九四五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字布袋字榎谷口八〇、八一の一、八一の二、八二、八三の一から八三の四まで、</p>
---	--	---	--	---

<p>大字布袋 字八反分</p> <p>八四、八四の一から八四の一〇まで、八五、八六、八七の一部、九二の一部、九三の一部、九四から九六まで、九七の一から九七の二三まで、九九の一の一部、九九の二、九九の三の一部、九九の四の一部、九九の五から九九の八まで、一〇〇から一〇九まで、一一〇の一部、一一一の一部、一一三の一部、一一四、一一五、一一六の一、一一六の二、一一七の一、一一八の一、一一九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字瀧ノ坊一四一の二の一部及び一四一の二の一部、大字袋河原字高見八五の一部、八六の一部、八六の一、八七の一部、八七の二の一部、八七の三の一部、八八の一部、八九、九〇の一、九一、九二の一部、九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字袋河原字江口一〇七の一部、一〇八の一部、一〇八の一の一部、一〇九の一部、一一一の二の一部及び一一一の二の一部</p>	<p>大字布袋字榎谷口</p> <p>大字布袋字榎谷口のうち八〇、八一の一、八一の二、八二、八三の一から八三の四まで、八四、八四の一から八四の一〇まで、八五から九六まで、九七の一から九七の二三まで、九八の一、九八の二、九九の一から九九の八まで、一〇〇から一〇九まで、一一一の一、一一一の二、一一二から一一五まで、一一六の一、一一六の二、一一七の一、一一八の一、一一九の一、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字布袋字山ノ下のうち二二六の一の一部及びこれと一</p>
--	--	----------------------------------

大字布袋字山ノ下	<p>体をなす国有地以外の区域、大字布袋字榎谷口八七の一部、八八から九一まで、九二の一部、九三の一部、一一〇の一部、一一一の一部、一一二、一一三、一一四の一部、一一九の一部、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字中須賀一三〇の二から一三〇の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字瀧ノ坊一三七の二の一部、一三九の二、一四〇、一四一の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字町頭二四七の二の一部、二四八の二、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字布袋字瀧ノ坊	<p>大字布袋字瀧ノ坊のうち一三二の三、一三七の二の一部、一三九の二、一四〇、一四一の二の一部、一四二の二の一部、一四二の二の一部、一六一の三、一六二の三、九四六から九四八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字布袋字八反分六四の二、六六の二、六七、六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字山ノ下一二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字中須賀一三〇の二から一三〇の三までの一部、一三一の二から一三一の七まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字町頭二四四の三の一部、二四五の五の一部、二四五の七の一部、二四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字布袋字砂子のうち一七〇の二の一部、一七一の一部、一七二の一部、一七六の二の一部、一七七の二、一七八	<p>大字布袋字砂子のうち一七〇の二の一部、一七一の一部、一七二の一部、一七六の二の一部、一七七の二、一七八</p>

大字布袋字砂子	<p>から一八〇まで、一八一の二の一部、一八二の二、一八二の二の一部、一八二の三の一部、一八三、一八四、一八五の一部、一八六、一八七、一八八の一部、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字布袋字下モ三味三六の一部、^{三七}合併の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字八反分道東三九の二の一部、三九の二から三九の四まで、四〇、四一の二から四一の五までの一部、四一の六、四一の七の一部、四一の八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字八反分六五の三の一部、六六の三の一部、六六の四、六六の五及び九四二の一部、大字布袋字瀧ノ坊一三二の三、一六一の三、一六二の三、九四六から九四八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字畑ケ田の全域並びに大字布袋字中須賀九四九、九五〇及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字布袋字町頭	<p>大字布袋字町頭のうち二四四の三の一部、二四五の五の一部、二四五の七の一部、二四七の二の一部、二四八の二の一部、二四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字布袋字犬尾鼻二八六の一部、二八七の一部及び二九三の一部</p>
大字布袋字犬尾鼻	<p>大字布袋字犬尾鼻のうち二八六の一部、二八七の一部、二九三の一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字布袋字西浦の全域並びに大字布袋字犬尾鼻二九三の	<p>大字布袋字西浦の全域並びに大字布袋字犬尾鼻二九三の</p>

<p>大字布袋字西浦</p>	<p>一部、二九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字布袋 字西柳橋</p>	<p>大字布袋字西柳橋のうち三八三の一、三八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字布袋字上柳橋</p>	<p>大字布袋字上柳橋のうち四二〇の一及び四二二の一以外の区域</p>
<p>大字袋河原 字井手西</p>	<p>大字袋河原字井手西のうち二七の三及び二七の五以外の区域</p>
<p>大字袋河原字出晴</p>	<p>大字袋河原字出晴のうち四〇、四一、四二の一から四二の三まで、四三、四四の一、四四の二、四五の一から四五の三まで、四六、四七、四七の一から四七の三まで、四八の一から四八の三まで、四九の一から四九の五まで、五〇の一、五〇の二、五〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに五二及び五五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字袋河原 字市場尻</p>	<p>大字袋河原字市場尻のうち五六の一から五六の四まで、六一、六二から六七まで、六八の一、六九、七〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字袋河原 字下向澤</p>	<p>大字袋河原字下向澤のうち一四四の一、一四五の一、一四六の一、一四六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字袋河原 字大井古</p>	<p>大字袋河原字大井古のうち二六一の一、一六三の一、一六四から一六九まで、一七二(一七二)合併、一七三から一七五まで</p>
<p>大字袋河原 字土居下</p>	<p>で及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字袋河原 字土居下</p>	<p>大字袋河原字土居下のうち一八六、一八六の一、一八七、一八八、一八九の一から一八九の五まで、一九〇、一九一及び一九二の一以外の区域</p>
<p>大字袋河原字魚崎</p>	<p>大字袋河原字魚崎のうち三二〇の一から三二〇の四まで、三二一から三二二まで、三二四の一から三二四の三まで、三二五から三二七まで、三二八の一から三二八の三まで、三二九の一から三二九の四まで、三三〇の一、三三〇の二、三三一の一、三三一の二、三三二の一、三三二の二、三三三の一、三三三の二、三三四の一、三三四の二、三三五の二から三三五の五まで、三三五の九、三三六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字袋河原 字上神坂</p>	<p>大字袋河原字上神坂のうち三五六、三五七、三五八の一から三五八の三まで、三五九の一、三五九の二、三六〇、三六一の一から三六一の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字袋河原字境</p>	<p>大字袋河原字境のうち三六三の一、三六三の二、三六四の一、三六五の一から三六五の三まで、三六六から三六九まで、三六九の一から三六九の三まで、三七〇の一、三七〇の二、三七一から三七六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字袋河原字上屋敷</p>	<p>大字袋河原字上屋敷のうち三九三、三九三内第一、三九</p>

<p>大字稲常 字上河原老</p>	<p>大字稲常字上河原老のうち一一八の二、一二四の三、一二七の一、一二八の一、一二九、一三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字稲常 字胡摩河原老</p>	<p>大字稲常字胡摩河原老のうち六六の一、六八の一、六九の一、七〇の一及び七一の一以外の区域</p>	<p>大字稲常 字胡摩河原五</p>	<p>大字稲常字胡摩河原五のうち四〇の一、四〇の四、四一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字稲常 字胡摩河原式</p>	<p>大字稲常字胡摩河原式のうち一六、一七、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二、二〇、二一の一、二二、二三の一、二四から二六まで、二七の一、二八の一、二九、三〇、三一の一、三二の一、三三の一、三五の一、三五の四、三六の一、三七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字稲常 字胡摩河原四</p>	<p>大字稲常字胡摩河原四のうち二の一、三の一、四、五、六の一、七の一から七の三まで、八、九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字袋河原 字上屋敷</p>	<p>四、三九五、四〇〇の二、四〇〇の八、四〇二の一、四〇二の二、四〇三の一、四〇五から四〇九まで、四〇九内第一、四一〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三九六の一、三九六の二、四〇五、四一〇の一、四一一、四一二、四一三、四一三の二及び四一四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字稲常 字上河原三</p>	<p>大字稲常字上河原三のうち二二〇の一、二二二の一、二二二の二、二二二から二二四まで、二二五の一、二二五の三、二二六の一、二二六の三から二二六の五まで、二二七の一から二二七の三まで、二二八の一、二二九から二二九</p>	<p>大字稲常 字上河原式</p>	<p>大字稲常字上河原式のうち一六二の一、一六二の二、一六三、一六四の一、一六五の一、一六六、一六七、一六八の一、一六九の一、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七三の一、一七四から一七七まで、一七八の一、一七八の二、一七九、一八〇の一、一八〇の二、一八一から一八七まで、一八八の一、一八九の一、一九〇の一、一九二の一、一九二の二、一九二の三、一九三の一、一九四、一九五の一、一九六から二〇四まで、二〇五の一、二〇五の二、二〇六、二〇七、二〇八の一、二〇九の一、二〇九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字稲常 字上河原式</p>	<p>大字稲常字上河原式のうち一三三の一、一三四の一、一三五の一、一三五の二、一三六の一、一三六の二、一三七の一、一三七の二、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四〇の二、一四一の二から一四一の四まで、一四二の一、一四三の一、一四四の一、一四五、一四六の一、一四六の二、一四七の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一、一五〇、一五一、一五二の二、一五二の二、一五三の一、一五四の一、一五五から一五七まで、一五八の一、一五九の一、一六〇の一、一六〇の二、一六一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>						

<p>大字稲常 字胡摩土居</p>	<p>大字稲常字胡摩土居のうち九七四及び九七五以外の区域 大字長瀬字町屋敷のうち一、二の一、二の二、三の一部、 三の二の一部、五の一部、六の一部、一〇の一部、一二の</p>	<p>大字稲常 字寺岸</p>	<p>大字稲常字寺岸のうち六七六から六八〇まで、六八二、 六八三の一部、六八八から六九三までの一部、六九四、六 九五、六九六の一、六九六の二、六九七から七〇〇までの 一部、七〇三から七一までの一部、七五五から七八ま での一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六七四から 六七六までと一体をなす国有地以外の区域並びに大字稲常 字前河原五 三七二の一の一部、三七二の三の一部、三七 三の一の一部、三七四の一の一部、三七五の一の一部、三 八五の一の一部、三九一の一の一部及びこれらと一体をな す国有地</p>	<p>大字稲常字大谷口</p>	<p>の一の一部、三九二の一の一部、三九三の二の一部、三九 四の一の一部、三九四の二の一部、三九五の一、三九五の 二、三九六、三九七、三九八の一部、三九九の一部及びこ れらと一体をなす国有地、大字稲常字前河原六 四六三の 一部、四九九の一の一部、五〇〇の一部、五〇一の一の 一部、五〇二の一の一部、五〇三の一の一部、五〇四の一の 一部、五〇五の一から五〇五の四までの一部及びこれらと 一体をなす国有地並びに大字稲常字寺岸六七六から六八〇 まで、六八二、六八三の一部及びこれらと一体をなす国有 地並びに六七四から六七六までと一体をなす国有地</p>
<p>大字布袋字八反分道東、大字布袋字中須賀、大字布袋字 畑ケ田、大字袋河原字東高見、大字袋河原字通脇、大字袋 河原字高見、大字袋河原字石橋、大字袋河原字江口、大字</p>	<p>大字長瀬字島台のうち一二〇の一部、一二二の一部及び 一二七の一部以外の区域、大字長瀬字町屋敷一〇の一部、 一二の一、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並 びに一六及び二〇と一体をなす国有地の一部並びに大字長 瀬字境一三四の二及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字長瀬字島台</p>	<p>大字長瀬字境のうち一二八の一部、一二九の一部、一三 四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字長 瀬字町屋敷三の一部、大字長瀬字島台一二〇の一部及び一 二一の一部並びに大字袋河原字境の三六四の一の一部、三 六九の一部、三六九の一から三六九の三までの一部、三七 〇の一部、三七〇の二の一部、三七一から三七五までの一 部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字長瀬字町屋敷</p>	<p>一部、一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五、 一六、二〇、三一の三、三一の四及び三一の九と一体をな す国有地の一部以外の区域、大字長瀬字島台一二一の一部 及び一二七の一部、大字長瀬字境一二八の一部、一二九の 一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字袋河原字境 三七四の一部、三七五の一部及びこれらと一体をなす国有 地</p>

廃止する字の名称

袋河原字式反田、大字袋河原字熊田、大字袋河原字砂入、
大字袋河原字川合田、大字袋河原字瀬戸田、大字袋河原字
上八代、大字袋河原字五反田、大字稲常字胡摩河原三、大
字稲常字前河原三、大字稲常字前河原式、大字稲常字前河
原五及び大字稲常字村ノ上、

鳥取県告示第四百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の
規定に基づき、県営土地改良事業に係る千代地区第一工区の換地処分を行
つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定
により告示する。

昭和五十一年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三